

障害区分について

(全国障害者スポーツ大会競技規則集 抜粋)

1. この競技規則は、大会のために制定されたものであり、肢体不自由者の場合、主として身体障害者手帳を参考にしながら、現状の障害に合った区分を選択するようにしている。したがって、運動機能の障害程度から区分される国際競技団体の「クラス分け」とは大きく異なる。
2. 障害区分は、競技により異なっているが、身体障害者手帳との関係から、身体の形態的・機能的な視野に立った用語を多く使用している。
3. 障害が重複している場合には、選択した1つの障害区分ですべての競技に参加しなければならない。
4. 肢体不自由者の障害区分
 - (1) 肢体不自由の7級が重複して6級に認定されており、その他に6級以上の障害がない場合は、7級対象部位のいずれか一肢の障害として区分する(7級の認定部位が両下肢の場合は片下肢、右上下肢の場合は片上肢または片下肢、両下肢及び片上肢の場合は片下肢または片上肢として区分する。)
 - (2) 肢体不自由では、複数の部位に障害があり、1肢以上が6級以上の認定を受け、その他の1肢が7級の認定を受けている場合は、その7級の部位は障害区分判定の対象としない。
(例：左上肢が3級、右上肢6級、左下肢7級の場合は両上肢が障害区分の対象。)
 - (3) 指および手のひらの切断は手部切断として、足部の切断は下腿切断として扱う。
 - (4) 片側の手部切断も、両側の手部切断も「手部切断」として区分する。
 - (5) 関節離断は、上位の部位の切断として扱う(肘関節離断の場合は、上腕切断となる)。
 - (6) 完全とは、上肢または下肢の3大関節(肩・肘・手関節または、股・膝・足関節)の全てに機能障害のあるものをいう。機能障害とは、運動麻痺や筋力低下、関節可動域制限のことである。下肢の運動麻痺・筋力低下の場合は長下肢装具なしでは体重を支えきれないものをいう。
 - (7) 不完全とは、上肢または下肢の3大関節(肩・肘・手関節または、股・膝・足関節)のうち、1または2関節に機能障害があるものをいう。
 - (8) サリドマイドや骨形成不全などにより、前腕は正常でも上腕に障害があるような場合には、競技によっては、最も上位の障害部位(上腕)の切断として扱っても、機能障害として扱ってもよい。
 - (9) 「車いす常用」とは、日常生活で常に車いすを使用していることをいう。また、「車いす使用」とは、大会の競技場面のみに車いすを使用していることをいう。
 - (10) 切断または機能障害のある競技者が競技で車いすを使用する場合は、「脳原性麻痺以外で車いす常用または使用」の「その他の車いす」の障害区分とする。
 - (11) 脊髄損傷や脳原性麻痺以外で上下肢に障害のある車いす常用(筋ジストロフィー症など)の区分は、残存機能や座位バランスなどに留意しながら、脊髄損傷の機能レベルの区分に応じて行う。
 - (12) 脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因して生じる健康状態の総称をいう。ただし、脊髄小脳変性症の場合は、実際の障害状況に応じて他の区分となることもある。
 - (13) 走可能とは、両足が地面を離れ、身体に空間を跳んでいる時期があり、かつ、両足がともに地面に接している時期がない、連続した運動ができることである。なお、走可能と判断する場合、歩行可能で転倒せず早歩きできることを前提とする。
5. 視覚障害の視力は、「矯正後の良い方の視力」で判定する。視力を算出する際、光覚弁、手動弁は0、指数弁は視力0.01とする。また矯正後の良い方の視力が0.02以上の場合は、視野障害の有無に関わらず、「その他の視覚障害」へ区分される。
6. 内部障害は、ぼうこう又は直腸機能障害のみを対象とする。